

財務諸表の計上科目の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>西野田工科高等学校</p>	<p>大阪府財務諸表作成基準により財務諸表を作成するに当たっては、その前提として、公有財産台帳等管理システムで管理する資産に関する情報が正確でなければならない。そのため、財産の異動があった場合には、同システムを用いて増減登録を行う必要がある。</p> <p>しかし、建物に含まれていた材料置場を工作物に種別替えを行った際、システムに異動後の取得価格を誤って登録したため、公有財産台帳において資産が過小となり、貸借対照表や行政コスト計算書等の財務諸表が正確なものとなっていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="424 835 1522 961"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>誤</th> <th>正</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新館</td> <td>235,756,822円</td> <td>4,360,258,822円</td> <td>▲4,124,502,000円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	誤	正	差引	新館	235,756,822円	4,360,258,822円	▲4,124,502,000円	<p>今後、貸借対照表等の財務諸表の作成においては、誤った情報を提供することとならないよう、公有財産台帳等管理システムで管理する資産に関する情報管理を徹底し、適正な事務手続を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステム(注:公有財産台帳等管理システム)を用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (他のシステムとの連携) 第21条 作成基準第7条に規定する財務諸表等の作成にあたっては、システムで管理する資産に関する情報を、正確に財務会計システムに提供しなければならない。</p> </div>	<p>公有財産台帳に誤った金額で登載していた資産価格を修正登録した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則及び公有財産台帳等処理要領を確認しながら、事務処理を行うとともに、誤った情報を登録しないよう情報管理を徹底する。</p>
財産名称	誤	正	差引								
新館	235,756,822円	4,360,258,822円	▲4,124,502,000円								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月12日)